

第1 敷島公園

1 監査の結果に対する改善措置

(1) 引渡し確認簿の引渡し日について

(監査結果)

現場で収入した現金を、管理事務所に引き渡す際に使われている「引渡し確認簿」に、引渡し日欄を設置すべきである。

(改善措置)

平成14年2月から引渡し確認日を記載するように改めた。

(2) 土地建物の県有財産台帳について

(監査結果)

建物台帳について、プールの台帳に誤りが認められた。

それ以外のデータについても、現物と照合し、正しい残高の台帳となるよう整理を要する。

(改善措置)

全施設について、現物と財産台帳を照合した。その結果、プール以外の施設には、誤りは認められなかった。

プールの財産台帳は、正しい台帳に改めた。

2 監査の結果及び意見を参考とした改善措置

(1) 使用料収入の簿外処理について

(改善措置)

管理簿による残高管理を4月1日から開始した。

(2) 委託先の保証人について

(改善措置)

平成14年度から、所得証明書及び印鑑証明書を添付した。

(3) プールの施設利用の手引きについて

(改善措置)

プールを含む敷島公園の全施設を対象にした「手引き」を作成し、平成14年5月から配布している。

(4) ナイター施設について

(改善措置)

ナイター施設の利用については、多くの利用が考えられる競技団体・関係機関等の意識調査を行い、その結果に基づき、利用促進のための検討を行う。

(5) 自主事業収入について

(改善措置)

自動販売機についても、平成14年度から、契約書を取り交わすこととした。

第2 共通課題

1 監査の結果及び意見を参考とした改善措置

(1) 公共のサービスと経費節減について

(改善措置)

所内勉強会や研修等を通じ、人材の育成を行うなど、適切な管理運営に努めるとと

もに経費節減に努力し県民のニーズに的確に対応することとした。

(2) 業務委託契約料について

(改善措置)

保守委託等の契約は、より多数の業者から見積りを徴収する等により、適正な競争を確保する事とした。

(3) 備品管理について

(改善措置)

備品台帳に基づき、定期的に現物との照合を行うこととした。